

あなたのくらしをまもる 国民健康保険

国保年金課国保係
☎(0566)71-2230

加入している健康保険に変更はありませんか？

日本では、いつでも安心して医療が受けられるように、全ての人が必ず何かの健康保険に加入することになっています。

勤務先の健康保険等に加入していない74歳以下の人は国民健康保険の加入者となりますが、**国民健康保険の加入と脱退には届出が必要**です。



就職・退職、引越しに伴う主な国民健康保険の手続き

手続き場所 ▶ 市役所国保年金課国保係（9番窓口）、北部・桜井・明祥支所	
手続き内容	
手続きに必要なもの	
※下記の他、 個人番号（マイナンバー）確認書類 （注1）と 本人確認書類 （注2）、 認印 も必要となります。	
加入	勤務先の健康保険から脱退したとき
	勤務先の健康保険の資格喪失日が分かる証明書（資格喪失証明書、退職証明書、離職票等）
	家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき
脱退	他の市区町村から転入したとき
	他の市区町村の転出証明書
	勤務先の健康保険に加入したとき（注3）
その他	国民健康保険証、職場の健康保険証
	家族の健康保険の被扶養者になったとき（注3）
	国民健康保険証、職場の健康保険証
	他の市区町村へ転出するとき
国民健康保険証	国民健康保険証
	市内で住所が変わったとき
	国民健康保険証
	世帯、世帯主、氏名が変わったとき
国民健康保険証	国民健康保険証
	学校へ入学するために転出するとき
国民健康保険証、在学証明書	国民健康保険証、在学証明書
	介護保険施設・児童施設等へ入所するために転出するとき
国民健康保険証、入所又は在園証明書	国民健康保険証、入所又は在園証明書

（注1）個人番号（マイナンバー）確認書類…個人番号カード、通知カード、住民票の写し等
（注2）本人確認書類…個人番号カード、運転免許証、パスポート等
（注3）**郵送での手続きも可能です**。詳しくは、市ホームページ「望遠郷」をご確認いただくか、国保年金課国保係へお問い合わせください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shinseisho/kokuho/soshitsutodoke.html>

※**高齢受給者証**をお持ちの世帯の人は、あわせて持参してください。

※国民年金および福祉医療の届出をあわせて行う場合には、上記の他に、年金手帳（基礎年金番号通知書）、福祉医療受給者証が必要となる場合があります。詳しくは、国保年金課国保係までお問い合わせください。



▶ 出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したときには、**42万円**を支給します。（産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は40.4万円です。）

なお、妊娠12週（85日）以上であれば、死産や流産でも支給されます。この場合は医師の証明書が必要です。

出産育児一時金は、国民健康保険から医療機関等へ、直接支払います。



手続きのしかた

- ▶ 入院予約時などに医療機関等にて「直接支払制度」を利用する合意文書を作成してください。
- ▶ 出産費用が42万円を上回る場合は、差額を医療機関等へ支払ってください。42万円を下回る場合は、差額を国保年金課国保係へ請求してください。

※勤務先などの健康保険に1年以上加入していた人が、退職後6か月以内に出産した場合は、もとの健康保険から出産育児一時金が支給されます。（もとの健康保険にお問い合わせください。）

▶ 葬祭費

国民健康保険の加入者が死亡したときには、**葬祭を行った人（喪主）に5万円**を支給します。

※勤務先などの健康保険に加入していた人が、その資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、もとの健康保険から葬祭費（埋葬料）が支給されます。（もとの健康保険にお問い合わせください。）



手続きのしかた

- 死亡届を提出後、国保年金課国保係で申請してください。**
- ▶ 必要書類 **1** 支給申請書（国保係にあります） **2** 葬祭を行ったことが分かるもの（領収書、会葬ハガキ等） **3** 認印 **4** 振込先口座の分かるもの

▶ 療養費（あとで払い戻されるもの）

内容	必要書類
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けて医療費の全額を支払ったとき	1 診療報酬明細書 2 領収書 3 認印 4 振込先口座の分かるもの
医師が必要と認めた治療用装具（コルセットなど）の費用	1 医師の証明書 2 領収書 3 認印 4 振込先口座の分かるもの
海外で治療を受けたとき（海外療養費） ※事前に国保係にご相談ください	1 診療内容明細書・領収明細書及びその和訳文 2 領収書及びその和訳文 3 パスポート（渡航日確認のため） 4 認印 5 振込先口座の分かるもの



※治療目的の渡航や、日本で保険適用となっていない医療行為は、対象外です。

※日本での同様の疾病における給付を基準として支給します。審査の結果によっては支給できない場合や、支給額が減少する場合があります。

重要なお知らせ

平成30年度の国民健康保険税 第9期の納付について(普通徴収)

平成30年度から、普通徴収における納期を9回に増やし、1回ごとの納付額の負担軽減を図っております。

第9期の納期限日及び口座振替日は、**平成31年4月1日(月)**です。忘れずに納付してください。口座振替の方は残高確認をしてください。



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期 (納期限日)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期 (H31.4.1)

国民健康保険税の納付は、
便利・安心・確実な「口座振替」をお勧めします。



メリット

- 自動で引き落とされるので、納め忘れがありません。
- 納付書払いと違い、金融機関等に納めに行く手間がありません。
- 支払いの履歴は通帳に記載されるので、領収書を保管する必要がありません。

申し込み 受付場所

- ▶ 安城市役所国保年金課国保係、納税課 ▶ 北部・桜井・明祥支所
- ▶ 市内取扱金融機関 ▶ 郵便局

手続きに 必要なもの

- ▶ 通帳など口座内容がわかるもの
(金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの)
- ▶ 口座お届け印

クレジットカードでの納付も可能です。詳しくは、市ホームページ「望遠郷」をご確認ください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/zeikin/nozei/credit.html>



増え続ける医療費を抑制するために

適正受診を心がけましょう！

医療機関を受診したときに支払う自己負担額は、医療費の一部（1～3割）です。残りの医療費は、安城市国民健康保険が負担しており、みなさんに納めていただいた国民健康保険税などで賄っています。

医療費の増加は、みなさんの負担の増加につながりますので、適正受診にご理解とご協力をお願いいたします。



1 かかりつけ医を持ちましょう。

日常の健康管理や体調の変化などについて、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

▶ 重症または高度な検査などが必要となる場合でも、かかりつけ医から大病院への紹介状が出るので安心です。紹介状があれば、大病院の初診時にかかる「選定療養費」がかかりません。

▶ 同じ病気で複数の医療機関を転々とする「はしご受診」は、受診する度に初診料がかかり、医療費が高くなります。治療に不安があれば、かかりつけ医に伝えて話し合ってみましょう。



2 お薬手帳を活用しましょう。

「お薬手帳」は、あなたが使っている薬を記録するための手帳です。複数の医療機関で処方された薬でも、1冊のお薬手帳でまとめて管理をすれば、薬の重複や、飲み合わせによる副作用などを防止できます。病院や薬局に行くときには忘れずに持参しましょう。

また、災害時に医療機関等が甚大な被害を受けた場合でも、お薬手帳があれば、薬の服用履歴が正確にわかり、かかりつけ医でなくてもスムーズかつ適切に薬を受け取ることができますので、大切に管理しましょう。



3 ジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品（新薬）と同等の効能・効果を持つ医薬品で、先発医薬品よりも一般的に低価格です。薬の変更に不安のある人は、短期間の「お試し切り替え（分割調剤）」もできますので、医師や薬剤師に相談してみましょう。



その他、一人一人が病気の予防・早期発見・早期治療に努め、
健康を維持することも医療費の節約につながります。
年に一回は健診を受けて、健康状態を把握しましょう。